

○ 介護施設等の災害復旧

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金

1. 概要

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| ◇特別養護老人ホーム | ◇養護老人ホーム | ◇老人デイサービスセンター |
| ◇老人短期入所施設 | ◇軽費老人ホーム | ◇認知症高齢者グループホーム |
| ◇介護老人保健施設 | ◇訪問看護ステーション | 等 |

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費

4. 設置主体

都道府県、市町村、社会福祉法人 等

5. 国庫補助率

◇1/2 または 1/3 (施設種類によって異なる)

※ 激甚災害法が指定された場合は国庫補助率の引上げ (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)